

島田市国民健康保険データヘルス計画等策定業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和5年6月

島田市健康福祉部国保年金課

1 趣旨

この要項は、第3期国民健康保険データヘルス計画（第4期島田市国民健康保険特定健康診査等実施計画）策定業務委託（以下「業務」という。）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 件名

第3期国民健康保険データヘルス計画（第4期島田市国民健康保険特定健康診査等実施計画）策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「島田市国民健康保険データヘルス計画等策定業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(4) 予算額

7,260,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 事業の概要

第3期島田市国民健康保険データヘルス計画（第4期島田市国民健康保険特定健康診査等実施計画）策定に係る業務

3 担当課

〒427-0041

静岡県島田市中河町283番地の1

島田市健康福祉部国保年金課保健事業係

TEL 0547-34-3295

FAX 0547-34-3289

E-mail koku-nen@city.shimada.lg.jp

4 募集及び選定スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 募集要項の公表 | 令和5年6月1日（木） |
| (2) 質問の締切 | 令和5年6月8日（木） |
| (3) 質問への回答 | 令和5年6月15日（木） |
| (4) 応募締切（応募書類の提出期限） | 令和5年6月30日（金） |
| (5) 選定会の実施 | 令和5年7月6日（木） |
| (6) 選定結果の公表 | 令和5年7月14日（金） |
| (7) 契約の締結 | 令和5年7月下旬 ※予定 |

5 応募手続

(1) 募集の実施

島田市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。

(2) 質問の受付と回答

- ① 質問しようとする者は、質問書（様式1）に必要事項を記入して、担当課にEメールにて提出する。
- ② 質問の受付期間は、令和5年6月1日（木）午前8時30分から令和5年6月8日（木）午後5時15分までとする。
- ③ 質問に対する回答は、令和5年6月15日（木）から島田市ホームページにて公表する。

(3) 応募書類等の受付

応募者は、次のとおり応募書類及び提案書を提出するものとする。なお、作成方法の詳細は、応募様式集に従うものとする。

- ① 受付期間 令和5年6月1日（木）から令和5年6月30日（金）まで
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）
- ③ 提出先 島田市健康福祉部国保年金課
- ④ 提出方法 島田市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、③の提出先に持参又は郵送すること。なお、提出した書類は返却しない。また、書類の作成に要する費用は応募者の負担とし、提案書提出時の説明は受け付けない。
- ⑤ 提出書類 別紙1のとおりとする。（任意の様式でも可とする。）
- ⑥ 提出部数 7部

(4) 選定会

- ① 実施日時等
令和5年7月6日（木）に行う。なお、時間及び場所については、後日応募者に連絡する。
- ② 出席者
出席者は4名以内とする。
- ③ 選考会の内容
提案書の内容に関する説明20分以内（プロジェクターの使用も可）、及び質疑応答20分程度の40分程度を予定する。なお説明は、先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

6 応募者の参加資格要件

応募しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 島田市の入札参加資格の審査を受け、その資格を有する者。（委託業種のその他）
- (3) 応募書類の提出日から契約の締結日まで、島田市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要項の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。

7 提案の審査

(1) 選定委員会

受託業者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会は、別に定める「島田市国民健康保険データヘルス計画等策定に関する業務委託事業者選定委員会設置要綱」に基づき、実施する。

(2) 審査

選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、提出された提案書及び選考会の内容等について、別紙2-1「審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者を業務の受託予定者として選定する。（評価項目ごとに評価点数を合算し、委員数で序した点数（少数点以下2桁未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、平均評価点について1点台の項目がある場合は、候補者となることができない。（委員個々の評価内容ごとの評価点数に1点の点数がある場合であっても、委員全員による平均評価点数が1点台を上回れば、選定可能）また、評価点数について、満点は100点とするが、応募事業者が1者の場合は、審査の評価基準中「9.業務見積額」（配点5点）の比較対象が無いため、同項目の配点を行わず、満点は95点とする。）

ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積金額の安価な応募者を受託予定者として選定する。金額も同額の場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定する。尚、応募者が1者のみの場合も選定会を実施し、評価を行う。

(3) 選定結果の通知公表

- ① 選定の結果については、審査対象者にEメールで通知するとともに、業務の受託予定者を島田市ホームページで公表する。
- ② 審査及び選定結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ③ 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 契約協議及び契約

- ① 市は、審査の結果を踏まえ、受託予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは予算の範囲内で速やかに契約を行うものとする。
- ② 前項において、協議が整わない場合、市は審査において、評価により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。
- ③ 本件において予算案件等が議会で承認されないこと等により、事業を実施することができなくなった場合には、契約を締結できない場合がある。なお、契約が締結されなかった場合、それまでに要した経費は応募者が負うものとする。

提出書類

別紙 1

大項目	項目	内容説明	様式
	質問書	様式に従って作成してください。	様式 1
	参加申込書	様式に従って作成してください。	様式 2
	提案書（表紙）	様式に従って作成してください。	様式 3
応募者の概要 及び実績	1 応募者の概要 （会社概要）	応募者（会社）の概要を記載してください。（会社パンフレット代用可。）	自由
	2 応募者の主要業務 実績	データヘルス計画の策定に関する業務実績を様式に従い記入してください。	様式 4
提案内容	1 (1) 生活習慣病対策、データヘルス計画の考え方について	生活習慣病対策及びデータヘルス計画に対する考え方について記載してください。	様式 5
	1 (2) 医療費分析及び健診結果等分析について	医療費分析及び健診結果等分析について、基とするデータや分析方法を記載してください。	
	1 (3) 国民健康保険医療費推計の考え方について	国民健康保険医療費の推計に対する考え方について記載してください。	
	1 (4) 長期的将来を見据えた国民健康保険の考え方について	長期的将来を見据えた国民健康保険に対する考え方について記載してください。	
	1 (5) 島田市国民健康保険データヘルス計画等策定業務への考え方について	島田市国民健康保険データヘルス計画等策定業務への考え方について記載してください。	
	1 (6) 受託者と委託者の役割分担について	受託者と委託者（島田市）の役割分担について記載してください。	
	1 (7) 島田市国民健康保険データヘルス計画等策定業務の工程について	島田市国民健康保険データヘルス計画等策定業務の実施工程について記載してください。	
	2 (1) 推奨する企画提案について	推奨する企画提案があれば記載してください。	
	2 (2) 自社独自の強み、提案について	自社独自の計画作成における強みや独自提案がありましたら記載してください。	
	3 (1) 配置予定職員数	この業務への配置予定職員数について記載してください。	
	3 (2) 配置予定職員の内訳	この業務への配置予定職員の内訳を記載してください。	
	3 (3) 職員の経歴	受託者の職員について、様式に従い具体的に記載してください。	
		見積書	
	積算内訳書	見積書の積算内訳を記載してください。データ分析部分は明記してください。	自由 ※A 4 版

審査の評価基準

別紙2-1

評価項目	判断基準	配点
1. 基本的な考え方	(1) 「生活習慣病対策、データヘルス計画に対する考え方」 ・生活習慣病対策、データヘルス計画に関する基本的な考え方を把握しているか。 ・社会的背景の把握、高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険法等に係る必要な知識を有しているか。	10
2. 現状把握	(1) 「現状把握①」 ・企画提案時点での島田市の現状把握度評価。地域性をふまえているか。	5
	(2) 「現状把握②」 ・島田市独自の計画を策定しようとしているか。	5
3. 企画のポイント	(1) 「企画ポイント全般」 ・企画全般の着眼点、発想、考え方はどうか。	5
	(2) 「データ分析」 ・正確な課題を抽出することができる方法でデータの分析を行うか。 ・評価に必要な項目の分析が行われているか。	10
	(3) 「課題把握」 ・島田市の健康課題の把握はできているか。	10
	(4) 「国民健康保険医療費の推計」 ・国民健康保険医療費の推計に対する考え方は適正か。	10
	(5) 「長期的な視野」 ・長期的な視野を持ち合わせた内容であるか。	5
	(6) 「企画提案」 ・より優れた企画提案または独自性のある提案がなされているか。	10
4. 作業内容	(1) 「策定作業全般」 ・作業内容が具体的かつ、効果的か。	5
5. 作業工程	(1) 「役割分担」「スケジュール」 ・市職員の負担軽減。作業工程イメージの具体性。具体的、明確な順に高得点付与。	5
6. 業務体制	(1) 「体制」 ・今回の業務遂行における体制の安心感、サポート力。会社組織、体制構築度、医療専門職配置の高い順に高得点付与。	5
7. 実績	(1) 「データヘルス計画の実績」 ・計画の熟知度。全国情報の提供体制。実績の多い順に高得点付与。	5
8. 見積内容	(1) 「見積内容は適当か」 ・見積書明細の具体性。	5
合 計		95

※評価点(5) 5:特に優れている 4:優れている 3:普通 2:やや劣る 1:劣る
 評価点(10) 10:特に優れている 8:優れている 6:普通 4:やや劣る 2:劣る

評価項目	判断基準	配点
9. 業務見積額	税込参考見積額の最低価格を5点とし、比例配分方式により評価点を換算する $X = \text{委託料上限額}$ $Y = \text{最低見積額}$ $Z = \text{評価対象見積額}$ 【Zの評価点数】 $5 - (Z - Y) \div (X - Y) \times 5$ ※少数点第3位を四捨五入	5

満点 100点